

2006 / 2 / 22

学校教員への法教育研修の拡大のために検討すべき課題（メモ）

千葉大学 羽間京子

1. 意識面について

「法教育」という言葉に対する学校教員のイメージは実に多様である。一般には、硬いイメージで捉えられることが多く、たとえば、「法学教育」をイメージし、取り組みに困難さを感じてしまう学校教員は少なくない。

- ・法教育の具体を的確に伝達する必要性。

法教育は、「国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要性」から、その実施が必要とされる。子どもに、法やルールを身近なものとして考えさせていくためには、その前提として、学習者である子どもが、今、まさに適正な解決を必要としている問題を学習の内容として取り上げていく必要がある。一方、学校教員の基本的スタンスは、「教え導き育てる」にあり、法教育の目的を十分に意識化しておかないと、学校教員にとって「学んでほしい」「考えてほしい」問題を学習の内容として取り上げてしまうことが起こりうる。

- ・上記の意識化の促進の必要性。

2. 法教育推進のために、学校教員がもつべき必要最低限の法知識について

法教育は法学教育とは異なるものであり、たとえば、学校教員が法の条文を詳しく記憶することが求められているわけではない。とはいえ、適切な法教育を実施していくために、ある程度の法知識は必要である。しかし、具体的教育場面で、効果的な教育的関与のために、学校教員がもつべき必要最低限の法知識や議論整理のための指針は必ずしも明確になっていない。

- ・具体的教育場面に関する、学校教員と法律専門家の更なる連携の必要性。

3. 学校における法教育推進にかかる課題について

- ・教科の中に法教育を位置づけていく必要性。
- ・教員養成、あるいは現職教員のリカレント教育のカリキュラムの中にどのように法教育を位置づけていくか。